

○大規模小売店舗立地法における事前説明書の廃棄物に係わる事項等の表記について

10 廃棄物等の保管施設の配置及び運営計画

- (1) 設置者としての廃棄物等の保管施設の配慮及び運営計画の策定並びに廃棄物減量化及びリサイクル等への対応策の実施に係わる基本姿勢

*** 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(以下、指針)に基づき、廃棄物等に関わる保管・運搬・処理に関し、また廃棄物等の処理について、関連する法令、市条例及び関連施策の趣旨等の内容を十分考慮し、適切に対応しなければなりません。**

例) 周辺地を始めとした生活環境の保持の観点から、廃棄物等の発生抑制に努めると共に、生じた場合は法令に則し、品目ごとに分別してリサイクルに取り組み、保管時は飛散及び流出の防止や悪臭が生じないように、適切に運営管理致します。また、廃棄物保管施設の容量について、大店立地指針及び横浜市の指導基準に基づいた排出予想量以上に十分な保管施設の容量・面積を確保いたします。

- (2) 廃棄物等の保管施設の容量(〇〇. 〇m³)

廃棄物の保管施設の容量	保管容量(m ³)			施設面積(m ²)	
	縦	横	高さ	縦	横
廃棄物の保管施設の容量	〇〇. 〇m	× 〇〇. 〇m	× 1. 5m = 〇〇. 〇m ³	〇〇. 〇m	× 〇〇. 〇m = 〇〇. 〇m ²
再生利用対象物等の保管施設の容量	〇〇. 〇m	× 〇〇. 〇m	× 1. 5m = 〇〇. 〇m ³	〇〇. 〇m	× 〇〇. 〇m = 〇〇. 〇m ²
粗大ごみ集積場所	—————			縦	横
				〇〇. 〇m	× 〇〇. 〇m = 〇〇. 〇m ²
分別作業スペース	—————			縦	横
				〇〇. 〇m	× 〇〇. 〇m = 〇〇. 〇m ²
合計	〇〇. 〇m ³			〇〇. 〇m ²	

*** 保管容量の高さについて、計算上は1. 5mまでとしてください。**

- (3) 廃棄物等保管施設配置図

別添図面 * - * * 階平面図 参照

*** 配置図には、どこが廃棄物保管場所か、わかるように表示してください。また、容量が分かるように寸法を記載した、保管場所拡大図をつけてください。**

(4) 廃棄物等の保管施設の容積を算出するための排出量等の予測の結果及び算出根拠

① 小売店舗部分の廃棄物排出量等の予測

	廃棄物等種別	店舗面積 (㎡)	(S)	(A)	(B)	(C)	(D)
			面積 (㎡)	一日あたりの廃棄物等排出量 (指針原単価×S) (t/1,000㎡) t	平均保管 日数 (日)	見かけ比 重 t/㎡	排出予想量 (A×B÷C) (㎡)
資 源 物	紙製 廃棄物等	6,000㎡以下					
		6,000㎡超					
	金属製 廃棄物等	6,000㎡以下					
		6,000㎡超					
	ガラス製 廃棄物等	6,000㎡以下					
		6,000㎡超					
	プラスチック製 廃棄物等	6,000㎡以下					
		6,000㎡超					
	生ごみ等	6,000㎡以下					
		6,000㎡超					
	廃棄物	その他の可燃性 廃棄物等	同一				
	合 計				-	-	-

参考値【店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単価】
(平成19年2月1日経済産業省告示16号 指針より)

紙製廃棄物等		
店舗 面積	6000㎡以下の部分 の原単価	0.208
	6000㎡超の部分の 原単価	0.011
単位(:t/千㎡)		

金属製廃棄物等		
店舗 面積	6000㎡以下の部分 の原単価	0.007
	6000㎡超の部分の 原単価	0.003
単位(:t/千㎡)		

ガラス製廃棄物等		
店舗 面積	6000㎡以下の部分 の原単価	0.006
	6000㎡超の部分の 原単価	0.002
単位(:t/千㎡)		

プラスチック製廃棄物等		
店舗 面積	6000㎡以下の部分 の原単価	0.02
	6000㎡超の部分の 原単価	0.003
単位(:t/千㎡)		

生ごみ等		
店舗 面積	6000㎡以下の部分 の原単価	0.169
	6000㎡超の部分の 原単価	0.02
単位(:t/千㎡)		

その他の可燃性製廃棄物等		
		0.054
単位(:t/千㎡)		

【参考値】廃棄物等の比重	
紙製廃棄物等	0.10
金属製廃棄物等	0.10-0.15
ガラス製廃棄物等	0.10-0.30
プラスチック製廃棄物等	0.01-0.04
生ごみ等	0.55
その他の可燃性廃棄物等	0.38

注意

指針の廃棄物等排出量原単価に変更があった場合はこの限りではない。

②大規模小売店舗立地法に関わらない部分の廃棄物等の排出量等の予測

資源物保管場所

区分	分類	床面積	面積／3,000	資源物係数	最低基準面積(3日分)
事務所	社員食堂あり	m ²		2	m ² ／3日
店舗	飲食	m ²		4	m ² ／3日
店舗	物販(共有部分)	m ²		4	m ² ／3日
宿泊施設	宴会場あり	m ²		3	m ² ／3日
文化施設	展示場	m ²		3	m ² ／3日
病院等	診療所	m ²		2	m ² ／3日
駐車場		m ²		1	m ² ／3日
その他	運動施設	m ²		2	m ² ／3日
合計		m ²		—	m ² ／3日

廃棄物保管場所

区分	分類	床面積	予想排出量原単価	比重	保管日数	最低基準面積(2日分)
事務所	社員食堂あり	m ²	0.04	0.12	2	m ² ／2日
店舗	飲食	m ²	0.15	0.2	2	m ² ／2日
店舗	物販(共有部分)	m ²	0.05	0.15	2	m ² ／2日
宿泊施設	宴会場あり	m ²	0.09	0.15	2	m ² ／2日
文化施設	展示場	m ²	0.04	0.15	2	m ² ／2日
病院等	診療所	m ²	0.05	0.15	2	m ² ／2日
駐車場		m ²	0.005	0.1	2	m ² ／2日
その他	運動施設	m ²	0.04	0.12	2	m ² ／2日
合計		m ²	—	—	—	m ² ／2日

◎原単価・比重・計算等についての詳細は、別紙1を参照してください。

- * 高さは、原則として1mとして計算してください。
- * 保管日数に関しては指針での算出根拠、廃棄物等の運搬・処理計画の日数を考慮し、変更してもかまいません。(廃棄物・資源物保管場所共通)
- * 店舗関係で具体的な分類区分が決まっていない場合、食品中心のスーパー・飲食店の数値を使用してください。
- * エステ・理髪店・美容院等→物販中心の店舗・専門店等の数値を使用してください。
- * 共有部分については、面積案分して各区分の床面積に合算してください。

◎保管場所拡大図は条例資料(建築主及び設計者のみなさまへ)を参照してください。

◎保管場所面積算出根拠(延べ面積)の考え方

{指針の店舗面積} + {指針に関わらない部分(条例)の床面積} = 延べ面積

◎駐車場について

駐車場については、延べ面積に含まれない屋上駐車場についても含めて算出してください。
(屋上駐車場の面積と延べ面積に含まれる駐車場の面積の内訳が分かるように明記してください。)
ただし、平面駐車場(建物外)・隔地駐車場は、保管場所算出面積対象外。
機械式(タワー式)駐車場については協議で対象外とすることが出来ます。

◎大規模小売店舗立地法(6条2項等)の内容変更を届出する時は、排出実績からの排出予測量の検証を記載してください。* 別紙(予測量算出) 6ページ参照

③容量・面積による保管場所の検証

①指針排出量予想(D)＋②市条例保管最低基準

		①		②		①＋②	
		容積 (m ³)	面積 (m ²)	容積 (m ³)	面積 (m ²)	容積 (m ³)	面積 (m ²)
資源物保管場所	紙製廃棄物等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	金属製廃棄物等	0.0	0.0				
	ガラス製廃棄物等	0.0	0.0				
	プラスチック製廃棄物等	0.0	0.0				
	生ごみ等	0.0	0.0				
廃棄物保管場所	その他の可燃性廃棄物等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
小計		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
分別作業スペース		—	—	—	2	—	2
粗大ごみ集積場所		—	—	—	3	—	3
合計		0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	5.0

* 記入例)

1. 容量面積ともに*日分(①②の保管日数)で計算しています。また、容量については①は高さ0.0m(1.5m)まで、②は高さ1.0mで算出しています。

2. 必要保管容量00.00m³に対して保管容量は00.00m³で充足しており、必要施設面積00.00m²に対して施設面積は00.00m²としています。また、分別作業スペース0.00m²及び粗大ごみ集積場所0.00m²を確保しておりますので、十分に対応できるものと考えます。

(5) 廃棄物等の運搬・処理計画

廃棄物等の運搬・処理計画(例)

廃棄物等の種類	処理方法			運搬方法 自社・許可業者・他	処分(予定) 許可業者	運搬頻度	運搬時間帯	備考
	自己・業者委託・他	敷地内処理機等の有無	処分方法					
一般ごみ	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	
ダンボール	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	2回/1日	8:00~12:00	
オフィス紙	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	
新聞	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	
雑誌	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	
ミックスペーパー	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	
紙パック	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	
廃プラスチック類	自己	有(圧縮機)	減容	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	
金属くず	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	
ガラス・陶磁器くず	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	
発砲スチロール	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	
廃油	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	
食品残さ	—	無し	—	運搬許可業者	処分許可業者	1回/1日	8:00~12:00	

※運用が始まっている施設については、運搬と処分の業者名を記入してください。
 ※上記以外で、分別しているものがあれば記載してください。

(6) 食品加工場の設置及び運営計画

①面積及び配置

食品加工場の面積 m²

食品加工場の配置 添付図面No. * * 食品加工場詳細図のとおり

※ 詳細図には、どこが加工場所であるか、分かるように記載してください。
また、寸法・面積も記載してください。

②作業内容

パン、総菜、鮮魚及び精肉等の加工

③環境対策の内容

生ごみ等は、冷蔵保管施設内の密閉容器により保管すると共に、悪臭の発生と拡散を防止します。また、汚水対策として加工場の排水にグリストラップを設置し、悪臭対策として定期的に清掃・点検を行います。

※ 実際に行っている、または行う対策等を記載してください。

(7) 廃棄物等減量化及びリサイクル等に関する配慮事項

- ①市条例に基づき廃棄物管理責任者を選出し、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を推進します。
- ②廃棄物の発生抑制に努め、再利用できるものは再利用し、生じた場合は品目ごとの分別を徹底し、減量化及び資源化を行います。
- ③廃棄物管理責任者はテナントに対しても、廃棄物の発生抑制や分別・減量化の指導を徹底させます。
- ④食品リサイクル法に基づき、食品残さの資源化を行います。
- ⑤家電リサイクル法に基づき、対象廃家電は法に沿って処理を行います。
- ⑥再生紙・再生品を優先的に使用します。
- ⑦横浜市の施策である「ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画」の取組を推進します。
- ⑧横浜市の施策である「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」の取組を推進します。

※ その他、具体的に記載してください。
また、ご不明な点をご相談ください。
横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策課 TEL045-671-3818

別紙（予測量算出）

大規模小売店舗立地法（6条2項等）の内容変更があった場合は、排出実績からの予測量を検証してください。

参考例は、営業時間延長の場合で算出してありますが、床面積の増床等も考えられます。増量率については、事前に変更内容等をお伺いして協議する必要があります。

* 排出量根拠は、毎年5月末までに提出いただいている「減量化・資源化等計画書」の前年度排出実績を参考にしてください。

記入参考例

営業時間変更に伴う排出量の予測

仮に360日
で算出

仮に営業時間が10時間から3時間延長し、
13時間と仮定した場合

廃棄物	年間排出量(t)	1日あたり排出量(t)	見かけ比重(t/m ³)	1日あたり排出容量(m ³)	保管日数(日)	現状必要保管容量(m ³)	変更後必要保管容量(m ³)
紙製廃棄物等	98.00	0.272	0.10	2.722	1	2.722	3.539
金属製廃棄物等	1.00	0.003	0.10	0.028	1	0.028	0.036
ガラス製廃棄物等	3.00	0.008	0.10	0.083	1	0.083	0.108
プラスチック製廃棄物等	5.00	0.014	0.02	0.694	1	0.694	0.903
生ごみ等	33.00	0.092	0.55	0.167	1	0.167	0.217
その他の可燃性廃棄物等	32.00	0.089	0.38	0.234	1	0.234	0.304
廃油	2.00	0.006	0.90	0.006	7	0.043	0.056
計	174.00	0.483	2.15	3.935	-	3.972	5.163

* 「減量化・資源化等計画書」を提出していますので、当該資料の実績に基づいて予測します。（別添資料）
計画書に記載された平成〇〇年度実績で各廃棄物種別を基準に算出しました。

営業時間が●●時間から〇〇時間に延長された場合の廃棄物の排出量等への影響については上記の表から「現状必要保管容量(m³) × ●●時間 / 〇〇時間 = 変更後必要保管容量(m³)」とすると〇〇. 〇m³となり、保管容量〇〇. 〇m³で充足しています。したがって、今回の営業時間変更に伴う廃棄物に対する保管上の問題は発生しないものと考えます。

記入参考例

(4) 廃棄物等の保管施設の容積を算出するための排出量等の予測の結果及び算出根拠

① 小売店舗部分の廃棄物排出量等の予測

資源物	廃棄物等種別	店舗面積 (㎡)	(S)	(A)	(B)	(C)	(D)
			面積 (㎡)	一日あたりの廃棄物等排出量 (指針原単価×S) (t/1,000㎡) t	平均保管日数 (日)	見かけ比重 t/㎡	排出予想量 (A×B÷C) (㎡)
資源物	紙製廃棄物等	6,000㎡以下	2500	0.520	1	0.1	5.200
		6,000㎡超	0	0			0
	金属製廃棄物等	6,000㎡以下	2500	0.018	1	0.1	0.175
		6,000㎡超	0	0			0
	ガラス製廃棄物等	6,000㎡以下	2500	0.015	1	0.1	0.150
		6,000㎡超	0	0			0
プラスチック製廃棄物等	6,000㎡以下	2500	0.050	1	0.01	5.000	
	6,000㎡超	0	0			0	
生ごみ等	6,000㎡以下	2500	0.423	1	0.55	0.768	
	6,000㎡超	0	0			0	
廃棄物	その他の可燃性廃棄物等	同一で	2500	0.135	1	0.38	0.355
合計				-	-	-	11.65

② 大規模小売店舗立地法に関わらない部分の廃棄物等の排出量等の予測

計算式上の数値は3日分なので「1日分は1/3」「2日分は2/3」

資源物保管場所

区分	分類	床面積	面積/3,000	資源物係数	最低基準面積(3日分)	1日分
事務所	社員食堂あり	926㎡	0.31	2	0.62㎡	0.21㎡
店舗	飲食	0㎡	0.00	4	0㎡	0.00㎡
店舗	物販	0㎡	0.00	4	0㎡	0.00㎡
宿泊施設	宴会場あり	0㎡	0.00	3	0㎡	0.00㎡
文化施設	展示場	0㎡	0.00	3	0㎡	0.00㎡
病院等	診療所	0㎡	0.00	2	0㎡	0.00㎡
駐車場	-	4230㎡	1.41	1	1.41㎡	0.47㎡
その他	運動施設	0㎡	0.00	2	0㎡	0.00㎡
合計		5156㎡	-	-	2.03㎡	0.68㎡

* 面積の算出について、高さは1mで計算しています。

* 保管日数は指針での算出根拠、廃棄物等の運搬・処理計画にあわせて1日としています。

整合性があうように

廃棄物保管場所

区分	分類	床面積	予想排出量原単価	比重	保管日数	最低基準面積(1日分)
事務所	社員食堂あり	926㎡	0.04	0.12	1	0.31㎡
店舗	飲食	0㎡	0.15	0.2	1	0㎡
店舗	物販	0㎡	0.05	0.15	1	0㎡
宿泊施設	宴会場あり	0㎡	0.09	0.15	1	0㎡
文化施設	展示場	0㎡	0.04	0.15	1	0㎡
病院等	診療所	0㎡	0.05	0.15	1	0㎡
駐車場	-	4230㎡	0.005	0.1	1	0.21㎡
その他	運動施設	0㎡	0.04	0.12	1	0㎡
合計		5156㎡	-	-	-	0.52㎡

③ 容量・面積による保管場所の検証

① 指針排出量予想(D) + ② 市条例保管最低基準(例)

		①		②		①+②	
		容積(㎡)	面積(㎡)	容積(㎡)	面積(㎡)	容積(㎡)	面積(㎡)
資源物保管場所	紙製廃棄物等	5.20	3.47	0.68	0.68	11.98	8.21
	金属製廃棄物等	0.18	0.12				
	ガラス製廃棄物等	0.15	0.10				
	プラスチック製廃棄物等	5.00	3.33				
	生ごみ等	0.77	0.51				
廃棄物保管場所	その他の可燃性廃棄物等	0.36	0.24	0.52	0.52	0.88	0.76
	分別作業スペース	-	-	-	2	-	2
	粗大ごみ集積場所	-	-	-	3	-	3
合計		11.66	7.77	1.20	6.20	12.86	13.97

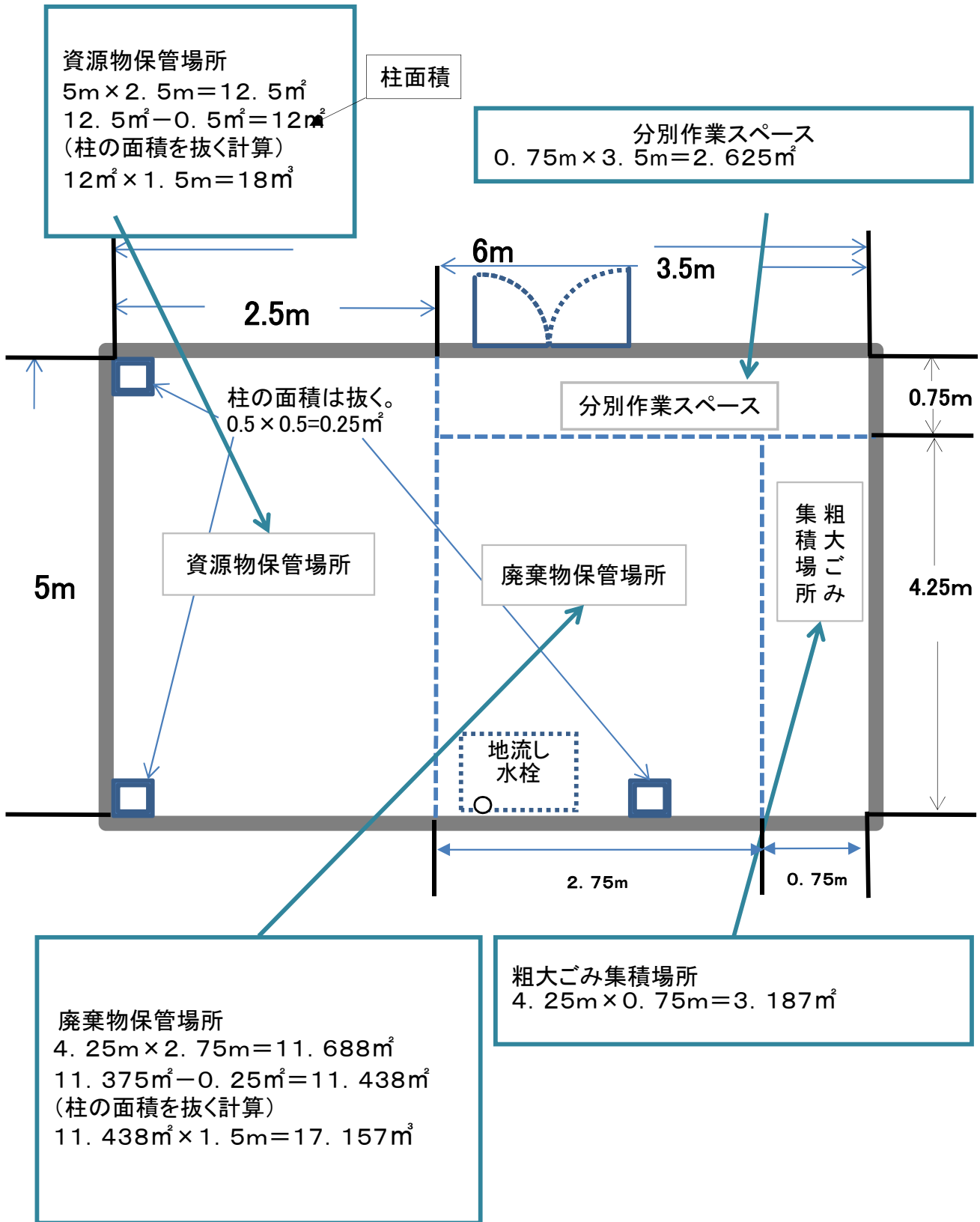
(記入例)

1. 容量・面積ともに1日分で計算しています。また、容量については①は高さ1.5mで、②は高さ1.0mで算出しています。

2. 必要保管容量12.86㎡に対して保管容量は35.15㎡で充足しており、必要施設面積13.97㎡に対して施設面積は23.43㎡としています。また、分別作業スペース2.62㎡及び粗大ごみ集積場所3.18㎡を確保しており、十分に対応できるものと考えます。

保管場所拡大図記入例

有効面積で算出



(別紙1) 算出根拠 区分表

区 分	分 類	廃 棄 物				資 源 物	
		予測排出量原単位 kg/m ² ・日	比重	3000m ² 当たりの予測排出量		3000m ² 当たり資源物	
				重量kg/2日	体積 m ³ /2日	保管場所面積 m ² /3日	
店舗	総合店	0.1	0.15	600	4	4	
	食料品中心のスーパー・飲食店等	0.15	0.2	900	4.5		
	物販中心の店舗・専門店等	0.05	0.15	300	2		
事務所	社員食堂あり	0.04	0.12	240	2	2	
	社員食堂なし	0.03	0.1	180	1.8		
宿泊施設	宴会場あり	0.09	0.15	540	3.6	3	
	宴会場なし	0.06	0.15	360	2.4		
文化施設	展示場, 集会場等	0.04	0.15	240	1.6	3	
病院等	診療所, 福祉施設	0.05	0.15	300	2	2	
	病院	0.1	0.2	600	3		
学校等	給食施設あり	0.05	0.2	300	1.5	2	
	給食施設なし	0.02	0.15	120	0.8		
駅舎		0.01	0.15	60	0.4	2	
工場	工場・倉庫等	0.04	0.12	240	2	2	
駐車場等		0.005	0.1	30	0.3	1	
その他	娯楽施設・運動施設等	0.04	0.12	240	2	2	

注1) 予測排出量に基づいて保管設備を考慮し、保管面積を計算すること。複合用途は組み合わせて計算すること。

注2) そのほか特殊な事情がある場合は別途考慮すること。

注3) 廃棄物の貯留日数は、休日を考慮して最低2日とするが、必要に応じて貯留日数を考慮すること。

注4) 資源物の保管場所の面積は、貯留日数を3日分として表示したが、必要に応じて貯留日数を考慮すること。

注5) 保管場所の設置に当たっては車両進路及び退路、作業員通路、作業場所等を併設すること。

注6) 大規模小売店舗立地法第2条2項に規定する店舗に係る廃棄物等の保管容量(本基準による予測排出量)の算定は「指針」の定めによること。

なお、大規模小売店舗に併設する小売店舗以外の施設がある場合の予測排出量は、本表によるものと組み合わせて計算する。

注7) 駐車場については、延べ面積に含まれない屋上駐車場についても含めて算出すること。

また、建物外にある駐車場は対象外。

ただし、機械式(タワー式)駐車場は、保管場所算出面積には含めなくてもよい。